

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： はな保育園 せきとり	種別： 保育所	
代表者氏名： 滝口 菜穂子	定員（利用人数）： 60名（61名）	
所在地： 愛知県名古屋市瑞穂区関取町135番地		
TEL： 052-746-1557		
ホームページ： https://hanahoiku.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 2年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 はな保育		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 3名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 3名
	（主任） 1名	
	（保育士） 14名	
施設・設備の概要	（居室数） 7室	（設備等） 保育室・事務室・調理室

③理念・基本方針

★理念

「自分らしく生きる」

★基本方針

- ・ひとりひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます
- ・すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます
- ・体験することを大切に、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います
- ・思いきり遊び、たくさんのかたを学ぶ子を育てます
- ・生活に必要なマナーを育みます
- ・保護者の子育てを応援します

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 子どもの人権を大切にし、子どもの思いや、行為の背景にあることを考慮し、尊重した保育を行います。
- ・ 子ども自身が主体となって行動することを見守り、やってあげることより、子ども自身のできたという喜びの気持ちを大切に開わり、過度な援助は控えます。
- ・ 乳児期は担当制保育を取り入れています。愛情をかけ丁寧に関わることで、子ども自身が全てを受け止めてもらう経験から愛着形成、自己肯定感が育まれることを大切にします。そんな乳児期の体験を基盤とし、幼児期には、友だちの中で、互いに良いところを認め合い、主体的に生活し、自分で考え行動できる子を育てます。
- ・ 常に整理整頓された保育室、発達段階に合った、おもちゃを置き、遊びから学びへとつながる環境設定をしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年10月11日(契約日) ~
	令和 5年 5月24日(評価確定日) 【令和 5年 4月21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆職員育成にける園長の思い

園長(取締役)が保育事業全体を統括する立場にあり、職員育成の任にあたっている。法人が目指す「地域に選ばれる園」となるために、職員の育成を最も重要な課題として捉え、園長自ら職員研修の最前線に立って職員集団を牽引している。園長は「法人の理念を理解した職員による保育実践」を信条としており、その実現のために、新人研修は園長(取締役)が企画し、一部、講師としての役割も担っている。

◆公益的な事業、活動の推進

地域の福祉ニーズに応える形で一時保育事業が開始された。予想を上回る利用申し込みがあり、今回の第三者評価の受審を延期せざるを得ない状況ともなった。それ故、通常の保育事業も繁忙を極めている。そのような中ではあるが、園開放や地域に対する子育て相談、SDGsの啓蒙活動、貧困家庭支援のコードメルへの参加等々、公益的な事業や活動に積極的に取り組む姿勢がある。

◆保育現場での理念の実践

「自分らしく生きる」を法人、園の共通理念とし、職員一人ひとりが理解して取り組むために、「コンセプトブック」が作成されている。保育実践の各場面で、子どもが自分自身で考えたり、友達と一緒に考える機会を持っている。「サークルタイム」では、子ども同士の話合いを十分に行い、子どもたちが行事の進め方などを決めている。子どもがカブラ(積み木)で遊び、新しいものを創造したり、友達と力を合わせる楽しさを体験している。それらの具体的な保育実践を通して、職員が理念や方針を実感する機会となっている。

◇改善を求められる点

◆研修効果の検証

職員育成の有効な手段として職員研修を位置付けている。各種の研修が計画され、研修履修後には「研修報告書」の提出を求めている。「研修報告書」の感想欄には、職員の研修で得た気づきや保育への活用への意欲が記載されているが、これを検証する仕組みがない。研修を「研修報告書」で完結させず、研修効果を確認する仕組みづくりが望まれる。

◆地域に根ざした保育園へ

住宅街に立地しているため「子どもの声が騒音」との苦情があったが、挨拶をしたり遊び場等を工夫することで、少しずつ保育園理解に繋げている。さらに、地域との交流を工夫し、地域に根ざした保育園となることを期待したい。高齢者施設との交流が計画されており、また園長(取締役)が障害児保育への意欲を持っていることもあり、共生型社会の創生への期待もかかる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての受審でしたが、自分たちでは気づけなかったことを教えていただき、早速改善にむけて検討をはじめました。
保護者の方の思いにも気づくことが出来、たいへん有意義な機会となりました。
更に良い保育サービスの提供に努めていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 法人の基本理念である「自分らしく生きる」を具体的な行動につなげるため、「コンセプトブック」が作成されている。法人の取締役でもある園長は「コンセプトブック」に沿って職員研修を実施している。理念を理解した職員による保育が実践されており、子どもの姿を通して保護者にまで伝わっている。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、回答した保護者全員が肯定している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 2ヶ月に1回、区の園長会が対面で開催されており、園長が出席して園運営に必要な情報を得ている。市のホームページ等から得られる情報等と合わせ、毎月開催される法人の園長会にあげて情報共有している。新園開設等の法人経営に関わる重要な情報は法人の取締役会に諮られ、審議されて方針が決定される。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 「地域に選ばれる園」となるために、職員の育成を最も重要な課題として捉え、園長（取締役）自ら職員研修の最前線に立って職員集団を牽引している。園長（取締役）は「法人の理念を理解した職員による保育」を信条としており、新人研修は園長（取締役）が企画し、講師としての役割も果たしている。課題の一つに挙げている地域交流に関しては、コロナ収束後に真価が問われることとなる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 園長は法人の取締役として、法人の一大事業である「株式上場」を果たした。園長ではあるが、立場の重さは当然のことながら取締役にあり、将来を見据えた構想は取締役のものとなる。よって、園独自の中・長期計画は策定されていない。新年度（令和5年4月）、新園長が着任した。新園長の目指す「遊びに学ぶ保育」に肉付けし、3年後、5年後の「園のあるべき姿」を中・長期計画として明文化されたい。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 中・長期計画が策定されていないことから、単年度の事業計画の策定に当たって枠組みを示すものはない。新園開設の黎明期にあって、一年一年を大切に考え、その年にすべきことを事業計画に盛り込んで取り組んできた。事業計画の中に園運営の主要な項目を掲げ、それぞれに最重点課題や重点課題を設定して取り組んでいる。事業報告において、最重点課題や重点課題の総括（評価、検証）を期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 多忙な中でも時間をとり、園長が年に2回の職員アンケートを行って職員意見を把握しようとしている。内容的には、職員の就労意向の確認や把握が主な目的となっており、園運営（事業計画）に反映させるべき意見の収集とは言い難い。今後は、職員会議等を有効に活用し、事業計画の策定や評価・見直しの機会に、より多くの職員が参画することが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 入園説明会や各種の園行事、パンフレット等を使い、園の方針や取組みを保護者に伝えている。保護者アンケートには「パンフレットによる事業計画の説明を受けた」との回答が多く「コンセプトブック」を使った園長の説明が期待通りの効果を挙げている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 開設から3年の園長在任期間は、コロナとともに歩んだ3年間となった。その中で子どもや保護者のモチベーションを下げない保育を実践している。コロナ初年度の運動会は、保護者参加なしでVTR見学とした。2年目は保護者1名の参加を認め、3年目には制限なしで実施できた。発表会に代えて「絵本の世界を楽しむ会」を行い、子どもたちが自由な発想で物語を発展させ、自分たちの創作劇を演じた。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 「コンセプトブック」に沿った保育実践を指導しており、職員自らが保育の中から課題を見つけて改善しようとする取組みの意識は薄い。保育実践の評価として、虐待等の人権擁護に関する自己チェックを行っているが、広く保育全般にわたった評価・振り返りを定期的を実施し、その中から園としての課題を抽出していく仕組みづくりが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長は、法人の取締役としての重責を担いながらも、園長としての職務を全うしている。園長の役割や責務は「運営規程」に定められており、その記述から、園長不在時の職務執行権は主任が担うことと読み取れる。園長の保育に対する思いや考え方は法人のそれと等しいものであり「コンセプトブック」として明文化され、「園だより」で外（保護者等）に向けても発せられている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>令和5年4月の「こども家庭庁」の新設、令和6年度に予定される「児童福祉法」の大規模改正等、保育を取り巻く法的整備が目まぐるしく転回している。そのような中であって、法人の取締役事業部長として保育事業全般に目を配り、また上場企業としての責務（コンプライアンス）を果たそうとしている。人権擁護に関するチェックリストを実施し、職員のコンプライアンス意識の醸成を図っている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「コンセプトブック」に沿った保育を実践し、保護者からも高い評価を得ている。「子どものために」「保護者のために」の意識が強く、常に満足度の向上を目指している。コロナ禍にありながらも園行事を工夫して実施し、運動会や「絵本の世界を楽しむ会」では、子どもの自己肯定感を伸長させ、保護者の共感を得ている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>時代の潮流である園業務のICT化を推進しており、支援ソフト「キッズリー」による登降園管理や情報伝達、共有が行われている。職員の勤怠管理は労務支援ソフト「ジョブカン」によって行われており、職員の手作業による労務管理の事務業務を減らして、事務時間の確保に努めている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員の採用・確保は法人の事務部門が主管しており、法人の方針に従って計画的に活動している。園の人事管理の役割としては、職員育成や定着を主眼に置いて取り組んでいる。保育事業の職員研修は、園長（取締役）が統括している。また、園長が保育事業部門全体を捉えて職員アンケートを実施し、適正配置となるように人事異動に深く関与している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の人事基準に倣った年功序列型のキャリアパスである。目標管理の取組みは始まったばかりであり、人事考課制度は導入されていない。法人は株式の上場を果たすなど、急成長企業である。その勢いを受けて、今後も保育事業への新規展開が計画されると思われるが、早い時期に総合的な人事管理体制（民主的キャリアパス、人事考課、目標管理）を整え、保育事業の基盤とされたい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>若い職員集団であり、それを園長と主任がまとめ上げている。法人として新園の開設が続いており、その都度新園に異動する職員もいるが、綿密な面談や自己申告によって就労意向を把握し、適正な職員配置（異動）を行っている。職員募集に対する応募も多く、離職率が低く職員雇用も安定していることから、客観的に見ても働きやすい職場づくりが効果を挙げているといえる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員個々の目標を設定し「目標管理シート」を使用して職員育成に取り組んでいる。ただ、期中での進捗管理や期末の終了時評価を確実にを行うためには、職員が設定する目標に具体性（数値目標、具体的な到達点）を持たせることが望まれる。また、個人目標を園の目標にリンクさせることも考慮されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の研修計画をベースにして、足りない部分を法人や園独自の研修で補完した研修計画を作成している。研修履修後には「研修報告書」の提出を求めている。「研修報告書」の感想欄には、職員の研修で得た気づきや保育への活用への意欲が記載されているが、これを検証する仕組みがない。研修を「研修報告書」で完結させず、研修効果を確認する仕組みづくりが望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>すべての職員が等しく知識や技術を習得できるよう、研修受講にも配慮がみられる。勤務時間等の都合により、正規職員に対して必須としている研修について、非正規の職員にも任意で研修に参加することを奨励している。法人の取締役である園長が、職員研修システムの中核となって組織を牽引している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生とボランティアの受入れに関するマニュアルが作成されている。「実習生」と「ボランティア」は、外部からの要員受入れとしては同じスタイルをとるが、その意義や目的は異なる。実習生受入れの目的を明記した単独のマニュアル作成が望ましい。実習終了時の反省会では、目的に沿った評価・振り返りを行い、内容を記録に残して次の受入れに反映させることが求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットを使い、法人や園の様々な情報を公開している。株式を上場したことにより、今後は「有価証券報告書」によって財務内容等も開示されることとなる。課題として残るのは苦情の取扱いであり、苦情解決のための規程、マニュアル類の整備が急務である。それらの文書の中で、苦情情報の公表についても方法等を定められたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人が上場企業となったことにより、内部監査、外部監査の仕組みが構築されている。園においても、事務や経理・会計、契約、取引、購買等のルールが文書化されている。園で行う現金の収受に関しても、内部牽制の働く仕組みが構築されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域との関わりについて、基本的な考え方を「保育の内容に関する全体的な計画」の中に示している。コロナ禍によって計画通りには進んでいないが、高齢者施設との交流等、共生型社会の創生に向けた取組みが計画されている。園長（取締役）は障害児保育にも意欲を示しており、地域社会の中でどのような展開を見せるか今後の楽しみでもある。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p><コメント> ボランティアの受入れに関するマニュアルがあり、マニュアルに沿って受入れを行っている。コロナ禍によって、小・中学生の福祉体験学習は学校側からの依頼がないが、大学生の一日体験は受け入れを行っている。園の実態を正しく理解してもらおうとの姿勢で臨んでおり、園の見学やボランティアの来訪を積極的に呼びかけている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どもの健康や安全のための医療機関をはじめ、園運営に必要な行政機関や教育機関等の関係先を特定し、事務所に掲示したり、事務所でリストを保管する等の管理をしている。年長児の就学に向けては、幼保小連絡協議会や交流会にも積極的に参加し、小学校への円滑な移行となるよう連携を図っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ① ・ c	
<p><コメント> 園の開設からの3年間で新型コロナウイルス感染症の感染期間と重なり、地域ニーズを把握するための積極的な活動はできていない。区の園長会、幼保小連絡協議会等の会議には欠かさず出席し、地域の福祉ニーズを把握しようとしている。一時保育の開始に伴う説明会は盛況で、見学会にも多数の未就園児の保護者が来園した。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 市や区の要請もあり、地域の福祉ニーズに応える形で一時保育事業が開始された。予想を上回る利用申し込みがあり、今回の第三者評価の受審を延期せざるを得ない状況ともなった。それ故、通常の保育事業も繁忙を極めている。そのような中ではあるが、園開放や地域に対する子育て相談、SDGsの啓蒙活動、貧困家庭支援のコドメルへの参加等々、公益的な事業や活動に積極的に取り組む計画がある。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利条約がイラストで示されたリーフレットや、園マニュアルの中で子どもへの対応がイラストで示されている。Good・not good で、分かりやすく対応の仕方が提示されている。保育実践の場面で、主任が子どもへの対応や声かけなどを職員に分かりやすく指導している。また、他園で虐待等の事件があった場合は、事件直後に話し合いを行い、職員に子どもの人権について再確認している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの着替えは、個人のプライバシーを守るように場の設定を行っている。しかし、0・1歳児のトイレはオープンになっており、プライバシーを守るための手立てを講じられたい。保護者へは、個人情報の取扱いについての説明を丁寧に行っており、保護者から「同意書」を得ている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園見学は、5月～9月に随時受け付けている。また、園開放を月1回、土曜日に行っている。その際には、在園児の遊びやおやつ提供を行い、園理解へ繋げている。予約制で、毎回5組の未就園児親子の受け入れをしている。丁寧に保育内容を説明し、理念や保育方針の話を園長または主任が行っている。園のパンフレットは区役所に置いたり、園見学の際に渡したりしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会では、園長が理念を説明し、主任がパンフレットに沿って保護者とともに読み合わせをしている。その際に、保育についての具体的な話をしたり、持ち物の説明をしている。「入園説明書」は、イラストや子ども達の活動の写真が掲載されており分かりやすく作成されている。今後の課題としては、特に配慮の必要な保護者への説明のルール化が挙げられる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>転園時は、市で定められた個人の書類を転園先に送付している。0・1歳児は、保護者に確認して許可を得て送付している。保育終了後も園が相談窓口であることを口頭では知らせているが、文書化はされていない。今後は、相談を受ける担当者や相談方法について、保護者に分かりやすく説明する文書の作成を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人本部がWeb上で、保護者アンケートを年1回行い、集計・分析している。結果については、法人本部が整理し、必要な情報が各園に送られてくる。それを受け、園長・主任で情報を整理し、職員全体で改善策を検討している。昨年度は「気持ちの良い挨拶の仕方」や「ケガの処置」について話し合っている。行事後は、アンケートを行い、園で集計・分析を行い保護者へ結果を知らせている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>「苦情解決マニュアル」があり、苦情があった場合は職員会議で改善策を話し合ったり、全職員が周知出来るように回覧版で知らせている。保護者へは「重要事項説明書」にて苦情相談窓口について知らせているが、詳細な解決への仕組みまでは文書化されていない。今後、保護者へ複数の相談窓口があることや、仕組みについて説明するための文書の作成を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個人懇談会の期間を長く設定したり、園長・主任の同席を希望するかどうか等を確認し、保護者が意見を述べやすいよう、環境の整備をしている。また、入園説明会では、いつでも子育ての悩みや相談を受け付けていることを保護者に丁寧に話している。個別相談の申し出があった場合には、ランチルームなどの通常は使用していない部屋を準備する等、保護者のプライバシーにも配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個人懇談会の内容については、記録用紙が定められており、担任が記録している。日々の子どもの様子等の質問には担任が答えているが、発達や園への要望等は直ぐに返答せずに、園長・主任に報告することになっている。保護者からの意見・要望は会議で話し合い、改善できることは対応し職員周知している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>月に1度、各クラスの安全チェックを行っている。担任以外の職員が違う視点から見ることによって、危険箇所の発見に繋げている。また、玩具や絵本の老朽化や年齢にあった安全な玩具を使用しているか等のチェックも行っている。新人研修では、安全保育や事故防止の研修を行っている。今後は、新人研修に留まらず、職員全体が定期的に安全に関する研修を受講するよう計画されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康について、5月に研修を行い、感染症について職員周知を図っている。各クラスには感染症の一覧表があり、職員が直ぐに確認することができる。また、嘔吐処理についても具体的に職員に知らせ、トイレに処理セットが常備してある。感染症が発生した場合は、何名発生したかを掲示し、どのような症状があるか等を記載して、保護者へ分かりやすく知らせている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>避難訓練計画があり、月に1度計画に沿って訓練を実施している。立地条件として、天白川の氾濫が危惧されることから、近隣の幼稚園まで避難する訓練を行っている。訓練の際、引率の職員が道を間違えることがあった。訓練をすることで様々な気づきが得られ、次の訓練に繋げている。調理員が備蓄品の期限管理をしており、期限の少なくなったものは保育の中で子どもに提供している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「園マニュアル」があり、その中に保育の標準的な実施方法が示されている。事務室に3冊マニュアルが置かれており、いつでも見ることができる。保育実践で、主任が保育に参加し子どもへの対応や職員の悩みに答え、標準的な実施方法に沿って保育が行われているか確認している。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> クラスミーティングを行い、標準的な実施方法について話し合っている。その結果を法人の施設長会議にあげ、意見交換をして見直しを行っている。職員が、常に保育の標準的な実施方法を確認したり、見直したりすることを可能とするため「園マニュアル」の職員全員への配付を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「保護者との面談の進め方」のマニュアルがある。マニュアルに留まらず、ロールプレイを行うことにより、保護者からの聴き取りをスムーズに出来るようにしている。子どものつぶやきを記録し、また保護者の様子を丁寧に観察して、支援が必要な場合は園長・主任に報告することになっている。子どもの権利侵害等が疑われる場合には、区役所と連携して適切な対応をしている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 本社で作成された月案を、クラスミーティングにて子どもの発達や状況に合わせ加筆したり、削除したりしている。子どもの様子を丁寧に観察し、月の反省から課題を明確にして次月に活かせるようにしている。また、週案や個別の指導計画からも、子どもの状況や発達の様子等を確認して個別の配慮を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 本社が定めた記録用紙があり、毎月全ての子どもに関して記録をしている。「保育日誌」や「業務日誌」は毎日記録し、週に1度園長に提出している。毎日「サークルテーマ」を決め、子ども達とテーマについて話合いの機会をもっている。子どもの発表したい気持ちを大切に、一人ひとりに丁寧に対応している。「サークルテーマ」は「保育日誌」に記載し、子ども達の様子を多面的に捉えている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 「危機管理マニュアル」があり、個人情報の持ち出しは禁じられている。事務時間が設けられており、パソコンで記録作成を行っている。また、個人情報の書類は全て鍵のある書庫に保管されている。今後は、定期的にマニュアルの読み合わせ等を行い、個人情報の取扱いに関して、保護者も含め職員周知を図ることを期待する。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の内容に関する全体的な計画」については、各クラスで毎週に振り返りを行って園長に提出をしている。しかし、担任から提出されたものを集約・分析し、課題を明確化するまでには至っていない。PDC Aサイクルを機能させ、保育の質の向上に役立てることを期待する。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>住宅街に立地しているが、1時間に1度換気を行っており、空気清浄機も適切に稼働している。スタンドグラスからの光を取り入れ、子どもの感性が豊かになる環境づくりにも配慮している。季節の花や子どもの作品が飾られ、子どもたちが季節を感じられるようにもしている。疲れたり、ゴロゴロしたい時は、ジョイントマットを敷いて体を休める場所の確保をしている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちを大切にし、寄り添うように「そうだね」と声掛けして気持ちを受け止めている。子ども同士のトラブルは、お互いの気持ちを十分に聴き取り、それぞれに伝え合うことを大切にしている。また、子どもの興味や好奇心に付き合うために必要な環境の準備をし、職員同士が連携をとって保育を進めている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>食育計画に、子どもの発達に応じた食事のマナーが記載されているが、その他にも「お箸チャレンジ」を子どもの発達に応じて行っている。小豆を使って、スプーンから箸への移行を遊びの中で行ったり、トイレトレーニングは尿意の個人票を用いてタイミングの把握をしている。基本的な生活習慣の習得には保護者の協力と連携が必須であり、保護者に丁寧な説明を行って無理なく出来るようにしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの自ら動き出す力を信じて、自分でやろうとすることを支援をしたり見守ったりしている。乳児クラスの玩具は手作りのものが多く、発達にあった玩具を準備している。年長児は、公共交通機関を使ってプラネタリウム見学に出掛けたり、近くの公園でゴミ拾いや草取りをしたりして、社会体験を積み重ねている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分で玩具を選び、遊び出せる環境づくりをしている。「なんだろう」「やってみたい」という子どもの気持ちを大切に、子どもの動き出すのを待つようにして保育している。また、職員は大声で話すのではなく、子どもの近くで静かに話すことを心掛け、子どもが安心感を持つように優しい対応を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児は、自己主張が強くなる時期であり、玩具の取り合いから噛みつきに発展することもある。それを防ぐために、子どもたちが十分に遊べるだけの玩具の数を揃えている。子どもの興味に合わせて、手作り玩具を数多く準備している。2歳児は、絵本からごっこ遊びに発展することが多く、子どもたちの様子に合わせて、ごっこ遊びの準備を行っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 近隣の住民からの苦情もあり、園から外へ出て、近くの公園で身体を思い切り使って遊んでいる。毎日の「サークルタイム」では、子ども同士の話合いを十分に行い、行事の進め方などを決めている。行事を通して、協同的な活動を体験したり、カプラ（積み木）で遊び、新しいものを創造したり、友達と力を合わせる楽しさを体験したりしている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 現在、障害のある子どもは在園していないが、要支援の子どもが在園している。子どもだけでなく、保護者支援も必要であり、言葉掛けや子どもの良いところを伝えることに心掛けている。園長（取締役）は、将来的な展望として、障害児保育の必要性やその分野への進出を描いており、構想が具体化すれば法人をあげての取組みとなる。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間の計画が年間で立案され、ゆったりと過ごすことを中心に作成されている。長時間保育は、30分の時間差勤務をしている各担当が交代で担当している。職員が閲覧する回覧版で、子どもの状況を周知して保育にあたっている。シフト制での勤務のため、遅番の際に長時間保育を利用している保護者と会うことができ、直接コミュニケーションが取れる仕組みとなっている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者向けに就学説明会が行われ、小学校への見通しが持てるようにしている。年長児の年間計画に、小学校へのスムーズな移行のための保育内容が記載されている。また、作品展の見学や「ランドセル交流会」等を通して、子どもたちは小学校への期待を高めている。小学校教諭とは、コロナ禍もあって合同研修までには至っていないが、子どもの様子の情報交換は行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 「保健だより」を作成し、子どもの季節性の病気や健康管理について知らせている。保健計画を職員間に周知・理解し、さらに月案に反映させているか、確認することが望ましい。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、入園説明会で保護者に説明しており、職員には計画的に訓練を行うなどを、事故防止の意識を高めている。午睡時の呼吸チェックをルール化し、子どもの健康管理を行っている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果は、紙ベースで保護者に知らせている。パネルシアターで六歳臼歯の大切さを知らせているが、健診後の結果を保育に取り入れるまでには至っていない。園医との意見交換等から、保育に生かせることを明確にし、実践することを期待する。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギーに関する研修は、法人や市の研修に積極的に参加して知識を深めている。過去に誤食事故があったことから、原因を明確にして改善している。アレルギーのある子どもを職員全員が周知し、調理員と担任保育士とが、必ず2人で確認して提供している。また、トレーの色を他児とは別にしたたり、バッチ・顔写真など視覚的にも識別できるようにしている。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	①・b・c
<コメント> 子どもたちの意見で育てる野菜を決め、毎年野菜栽培を行っている。季節野菜やバケツでの稲の栽培を通して、食への興味や関心を高めている。職員がカゴメ研修に参加してパプリカ・トマト栽培の知識を高め、保育実践に活かしている。月1回「食育だより」を調理員から保護者に発信し、家庭にも食への興味や大切さを伝えている。毎日の給食を写真掲示し、保護者理解に繋げている。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	①・b・c
<コメント> 月に1回、給食ミーティングがあり、離乳食の進め方・温かい給食の提供時間・食育について等の打ち合わせを行っている。また、月に2・3回、調理員がクラスに出向いて子どもたちの食事の様子を観察したり、残食を確認したりして調理の参考にしている。献立に世界の食文化や日本の食文化を取り入れ、子どもたちに様々な食の楽しみを伝えている。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	①・b・c
<コメント> 未満児クラスは、毎日、キッズリーで子どもの様子を保護者に伝え、園全体での活動や伝達事項は、ブログ等を通して知らせている。写真販売は、フォトアプリから月に1度購入出来るようになっている。子どもたちが平等に写っているか慎重に確認している。行事や保育参観、個人懇談会での保護者の要望や苦情には、常に職員間で検討し、改善できることは直ぐに対応して保護者との信頼関係に繋げている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a・①・c
<コメント> 個人懇談会前に、園長・主任から担任にアドバイスをし、保護者との関係づくりができるようにしている。子どもの様子は日々の送迎で丁寧に伝えることを心掛け、保護者が安心できるようにしている。今後の課題として、職員が保護者に理念や保育方針を自分の言葉で伝えられることを挙げており、園長・主任によるOJTや職員への理念研修に期待がかかる。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	①・b・c
<コメント> 社会的にも児童虐待等の権利侵害が問題提起された年であり、家庭での虐待等の早期発見・早期対応に留まらず、職員による身体的、精神的な虐待防止にも目を向けた研修に力を入れている。法人の全体研修では、児童虐待の専門家である医師を招いて研修を行った。現在、家庭での虐待を疑われる案件はないが、常に区役所担当課や児童相談所と連携できる体制となっている。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a・①・c
<コメント> 「目標管理シート」や自己評価のチェックにより、職員個々の課題を把握して改善し、職員の育成に取り組む姿勢は評価できる。しかし、それらの職員個々の取組みから、園全体の課題の抽出へ繋げる仕組みがない。その改善策の一つとして「目標管理シート」に設定する個人目標は、園の目標にリンクさせることが望ましい。			